

◆ 確定申告のご準備の際ご注意いただきたいこと ◆

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は3月15日（火）です。確定申告書や決算書の下書き用紙をお持ちでない方は、集計表や残高試算表をお持ちいただくか、科目ごとの合計額を計算されたうえでご来所ください。なお、昨年代理送信された方には、12月に減価償却費の計算書と一緒に確定申告書や決算書の下書き用紙を同封しております。（会計ソフトブルーリターンA利用者を除く）

また、令和元年分より確定申告書の提出の際、添付不要となった公的年金等・給与所得・退職所得の源泉徴収票や、上場株式配当等の支払通知書などの書類についても、確定申告の相談時に金額確認等で拝見する場合がありますので、必ずご持参ください。

医療費控除を受ける場合、令和2年分より領収書添付ができなくなり（ご自宅で5年間保存）、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。用紙は当会事務所にございますので、必ず事前にご準備ください。

令和3年分決算・確定申告指導を受ける際の持ち物チェック!!

◆ 主なものだけ記載してあります。これ以外については明細のわかるものをお持ちください。◆

	準備する持ち物	ポ イ ン ト	<input checked="" type="checkbox"/>
全員必要	令和元年・2年分 決算書・所得税確定申告書の控え	申告会又は税務署の受付印のあるもの。 代理送信をした方は、昨年3月末に郵送した控え。	<input type="checkbox"/>
	税務署からの送付物 予定納税額、中間納付税額の分かる通知書、又はお知らせハガキをご用意ください。	令和3年分申告書、決算書の用紙（納付書）。 代理送信をした方は、税務署からの葉書（納付書）。 中間納付税額のある方は中間納付税額と中間納付譲渡額の内訳が分かるもの（通帳では確認できません）。	<input type="checkbox"/>
	令和3年分集計表または試算表	帳簿の内容を集計してください。	<input type="checkbox"/>
	認印、筆記用具、電卓		<input type="checkbox"/>
必要な方のみ	減価償却費の計算書	代理送信の方には昨年12月に送付しています。	<input type="checkbox"/>
	減価償却資産（10万円以上のもの）明細書 ※ 確認させていただく場合があります。	事業用車両を購入した場合は、領収書だけでなく、各明細のわかるもの。（確認させていただく場合がございます。）	<input type="checkbox"/>
	令和元年・2年分 消費税確定申告書の控え及び令和3年分帳簿	申告会又は税務署の受付印のあるもの。 代理送信をした方は、昨年3月末に郵送した控え。	<input type="checkbox"/>
	令和3年分給与所得の源泉徴収票	紛失した場合は、再発行をお願いします。	<input type="checkbox"/>
	令和3年分公的年金等の源泉徴収票		<input type="checkbox"/>
	令和3年分の医療費控除の明細書 ※ 領収書は添付できません	受診者ごと、医療機関ごとにまとめて記載できます。	<input type="checkbox"/>
	令和3年中に支払った健康保険料（介護保険料含む）の領収書、又は納付額のお知らせ	支払決定通知書ではありませんのでご注意ください。 過年度分のものでも令和3年中に支払ったものであれば、令和3年分確定申告の控除対象になります。	<input type="checkbox"/>
	令和3年中に支払った国民年金の証明書及び年金基金の証明書	昨日11月頃送付されています。	<input type="checkbox"/>
	令和3年分小規模企業共済掛金の証明書	一般用・個人年金用・介護医療保険用があります。	<input type="checkbox"/>
	令和3年分生命保険料控除証明書	貸家又は事務所に係る部分の保険は事業の経費です。 確定申告の控除対象は、実際のお住まいが対象です。	<input type="checkbox"/>
	マイナンバーカード、パスワード	電子証明書の有効期限は5年間です。ご注意ください。	<input type="checkbox"/>

- ※ 住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方は、住民票・売買契約書又は工事請負契約書・登記簿謄本・借入金残高証明書等。詳しくはお問い合わせください。
2年目以降の方は、借入金残高証明書および初年度の計算書の控えまたは税務署から送られた資料。
- ※ 配偶者（扶養）控除を受けるときは、配偶者（扶養家族）の収入を証明できるもの（源泉徴収票等）をお持ちください。
- ※ 株式等の譲渡の申告がある方は、明細のわかるものと前年に申告があれば計算明細書の控えもお持ちください。
- ※ セルフメディケーション税制を受けられる方は、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要になります。